

新旧対照表

別紙

【水産資源保護法に基づく水産動物の輸入通関の際における取扱いについて（平成8年7月19日蔵関第582号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>水産資源保護法に基づく水産動物の輸入通関の際における取扱いについて</p> <p style="text-align: center;">蔵関第 582 号 平成 8 年 7 月 19 日 改正 蔵関第 290 号 平成 9 年 3 月 31 日 改正 財関第 4 号 平成 13 年 1 月 6 日 改正 財関第 722 号 平成 15 年 7 月 11 日 改正 財関第 1289 号 平成 17 年 10 月 13 日 改正 財関第 1207 号 平成 19 年 9 月 20 日 改正 財関第 1439 号 平成 23 年 12 月 27 日 改正 財関第 784 号 平成 28 年 6 月 24 日 改正 財関第 1120 号 令和 2 年 12 月 28 日 <u>改正 財関第 929 号</u> <u>令和 3 年 12 月 21 日</u></p> <p>標記のことについて、別添のとおり農林水産省消費・安全局長から通知があったので、<u>令和 4 年 1 月 1 日</u>からこれにより実施されたい。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">別 添</p> <p style="text-align: center;">8 水研第 0688 号 平成 8 年 7 月 10 日 改正 8 水研第 0972 号 平成 8 年 11 月 29 日 改正 8 水研第 1010 号 平成 8 年 12 月 27 日</p>	<p>水産資源保護法に基づく水産動物の輸入通関の際における取扱いについて</p> <p style="text-align: center;">蔵関第 582 号 平成 8 年 7 月 19 日 改正 蔵関第 290 号 平成 9 年 3 月 31 日 改正 財関第 4 号 平成 13 年 1 月 6 日 改正 財関第 722 号 平成 15 年 7 月 11 日 改正 財関第 1289 号 平成 17 年 10 月 13 日 改正 財関第 1207 号 平成 19 年 9 月 20 日 改正 財関第 1439 号 平成 23 年 12 月 27 日 改正 財関第 784 号 平成 28 年 6 月 24 日 改正 財関第 1120 号 令和 2 年 12 月 28 日</p> <p>標記のことについて、別添のとおり農林水産省消費・安全局長から通知があったので、<u>平成 19 年 10 月 1 日</u>からこれにより実施されたい。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">別 添</p> <p style="text-align: center;">8 水研第 0688 号 平成 8 年 7 月 10 日 改正 8 水研第 0972 号 平成 8 年 11 月 29 日 改正 8 水研第 1010 号 平成 8 年 12 月 27 日</p>

新旧対照表

別紙

【水産資源保護法に基づく水産動物の輸入通関の際における取扱いについて（平成 8 年 7 月 19 日蔵関第 582 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>改正 12 水漁第 3696 号 平成 13 年 1 月 5 日 改正 15 水推第 3535 号 平成 15 年 6 月 30 日 改正 17 消安第 6858 号 平成 17 年 10 月 7 日 改正 19 消安第 3952 号 平成 19 年 9 月 19 日 改正 23 消安第 4629 号 平成 23 年 12 月 20 日 改正 27 消安第 6428 号 平成 28 年 6 月 10 日 改正 2 消安第 4116 号 令和 2 年 12 月 21 日 <u>改正 3 消安第 4806 号</u> <u>令和 3 年 12 月 15 日</u></p>	<p>改正 12 水漁第 3696 号 平成 13 年 1 月 5 日 改正 15 水推第 3535 号 平成 15 年 6 月 30 日 改正 17 消安第 6858 号 平成 17 年 10 月 7 日 改正 19 消安第 3952 号 平成 19 年 9 月 19 日 改正 23 消安第 4629 号 平成 23 年 12 月 20 日 改正 27 消安第 6428 号 平成 28 年 6 月 10 日 改正 2 消安第 4116 号 令和 2 年 12 月 21 日</p>
<p>財務省関税局長 殿 農林水産省消費・安全局長</p>	<p>財務省関税局長 殿 農林水産省消費・安全局長</p>
<p>水産資源保護法に基づく水産動物の輸入通関の際における取扱いについて</p> <p>水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）に基づく水産動物の輸入許可に関する業務は、動物検疫所で行っているところです。今般、「水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の一部を改正する省令」（平成 28 年農林水産省令第 3 号）が平成 28 年 1 月 27 日付けで公布され、平成 28 年 7 月 27 日から施行されることから、当該水産動物の輸入通関の際における取扱いを下記のとおり改正し、本年 7 月 27 日から施行することとしましたので、通関時における御協力方よろしく申し上げます。</p>	<p>水産資源保護法に基づく水産動物の輸入通関の際における取扱いについて</p> <p>水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）に基づく水産動物の輸入許可に関する業務は、動物検疫所で行っているところです。今般、「水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の一部を改正する省令」（平成 28 年農林水産省令第 3 号）が平成 28 年 1 月 27 日付けで公布され、平成 28 年 7 月 27 日から施行されることから、当該水産動物の輸入通関の際における取扱いを下記のとおり改正し、本年 7 月 27 日から施行することとしましたので、通関時における御協力方よろしく申し上げます。</p>
<p>記</p> <p>1 対象となる水産動物 (省略)</p>	<p>記</p> <p>1 対象となる水産動物 (同左)</p>

新旧対照表

別紙

【水産資源保護法に基づく水産動物の輸入通関の際における取扱いについて（平成8年7月19日蔵関第582号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
水産動物	関税定率法（明治43年法律第54号）別表の番号	水産動物	関税定率法（明治43年法律第54号）別表の番号
（省略）	（省略）	（同左）	（同左）
ほたてがい	第 0307.21 号 <u>（スキャロップ及びその他のいたやがい科の軟体動物の</u> <u>生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの）</u> の生きているもののうち、ほたてがい	ほたてがい	第 0307.91 号 <u>（その他のものの生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの）</u> の生きているものうち、ほたてがい
（省略）	第 0511.91 号の 2 <u>（その他のもの）</u> のうち、ほたてがいのふ化用の卵	（同左）	第 0511.91 の 2 <u>（その他のもの）</u> のうち、ほたてがいのふ化用の卵
（省略）	（省略）	（同左）	（同左）
2・3 （省略）		2・3 （同左）	